

令和2年度対象  
定期監査結果について

(令和2年11月～令和3年9月実施)

令和4年3月

山形県監査委員事務局

# 目 次

第1	監査の概要	
1	監査の種類	1
2	監査の範囲及び目的	1
3	監査の実施方法	1
4	監査対象機関の数	1
5	監査実施期間	2
6	監査の執行者	2
第2	監査の実施状況	
1	主な着眼点	3
2	重点監査項目	3
3	監査結果の処理	3
第3	監査結果の概要	
1	指摘・注意事項	3
2	指摘・注意事項の内容並びに発生要因	5
3	部局別状況	9
4	重点監査項目の監査結果	10
5	財務事務の適正執行に向けて	10
第4	部局別監査結果	
1	総務部	11
2	みらい企画創造部	12
3	防災くらし安心部	12
4	環境エネルギー部	13
5	しあわせ子育て応援部	13
6	健康福祉部	14
7	産業労働部	15
8	観光文化スポーツ部	17
9	農林水産部	17
10	県土整備部	19
11	会計局	20
12	村山総合支庁	20
13	最上総合支庁	21
14	置賜総合支庁	23
15	庄内総合支庁	23
16	東京事務所	25
17	企業局	25
18	病院事業局	25
19	県議会	26
20	教育委員会	26
21	警察本部	33
22	その他委員会等	33

## 第1 監査の概要

山形県監査委員監査基準（令和2年4月山形県監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。）に準拠し、及び定期監査実施要綱（平成10年4月監査委員決定。以下「実施要綱」という。）に基づき、次のとおり監査を実施した。

### 1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

### 2 監査の範囲及び目的

監査基準第2条第1項第1号の規定に基づき、主に令和2年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて確認することを目的として実施した。

### 3 監査の実施方法

定期監査は、実施要綱第5に基づき事務局職員による予備監査を行い、その後、同要綱第4に基づき監査委員による本監査を行った。

#### (1) 予備監査

事務局職員が監査対象機関に出向き、監査調書を基に当該機関の職員から説明を聴取するとともに、関係書類や帳簿を検査し、必要に応じて資料の提出を求めて検分するなどの方法により行った。

#### (2) 本監査

監査委員が監査対象機関に出向き、監査調書の内容や事務事業の実態を調査し、併せて当該機関の所属長等から説明を聴取するなどの方法により行った。ただし、監査実施計画において書面監査により実施することとしている監査対象機関の本監査は、監査調書等を基に書面監査を行った。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として非接触型の勤務が求められたことから、県内の感染状況に応じて、説明の聴取や関係書類又は帳簿の検査を省略したり、実地監査を書面監査に変更したりして行った。

## 4 監査対象機関の数

表1（部局別の監査対象機関数及び監査実施機関数）

（単位：機関）

部局	対象機関数	実施機関数	左の内訳	
			実地監査	書面監査
総務部	10	10	9	1
みらい企画創造部	7	7	7	-
防災くらし安心部	7	7	5	2
環境エネルギー部	6	6	5	1
しあわせ子育て応援部	8	8	4	4

健康福祉部	15	15	8	7
産業労働部	16	16	10	6
観光文化スポーツ部	5	5	4	1
農林水産部	22	22	15	7
県土整備部	14	14	12	2
会計局	1	1	1	-
村山総合支庁	4	4	4	-
最上総合支庁	4	4	4	-
置賜総合支庁	4	4	4	-
庄内総合支庁	4	4	4	-
東京事務所	1	1	-	1
企業局	6	6	5	1
病院事業局	5	5	5	-
県議会	1	1	1	-
教育委員会	74	74	34	40
警察本部	15	15	5	10
その他委員会等	3	3	3	-
合 計	232	232	149	83

(注1) 組織改編による異動があった機関は、組織改編後の部局で整理している。

(注2) 防災くらし安心部は、消費生活・地域安全課に消費生活センターを含めている。

(注3) しあわせ子育て応援部は、福祉相談センターに中央児童相談所、女性相談センター及び金谷寮並びに健康福祉部の身体障がい者更生相談所及び知的障がい者更生相談所を含めている。

(注4) 総合支庁は、部を1対象機関としている。

(注5) 会計局は、2課で1対象機関としている。

(注6) 企業局は、本局の3課で1対象機関としている。

(注7) 県議会は、2課1室で1対象機関としている。

(注8) 警察本部は、本部の各部及び警察学校で1対象機関としている。

(注9) その他委員会等とは、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局である。

## 5 監査実施期間

令和2年11月12日から令和3年9月3日まで

## 6 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員 小野 幸作 (令和3年3月18日まで)

同 木村 忠三 (令和3年3月18日まで)

同 星川 純一 (令和3年3月19日から)

同 森谷 仙一郎 (令和3年3月19日から)

同 武田 一夫 (令和3年3月31日まで)

同 松田 義彦 (令和3年4月1日から)

同 海老名 信乃

## 第2 監査の実施状況

### 1 主な着眼点

監査の実施に当たっては、合規性、正確性はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点も含めて行った。

### 2 重点監査項目

財務事務の適正執行の徹底を図る観点から、次のとおり重点監査項目を設定し、特別調書に基づいて説明を聴取した。

- (1) 組織としての進行管理とチェック機能の強化
- (2) 所属長によるマネジメントの強化

### 3 監査結果の処理

監査の結果については、実施要綱第9に基づき、監査対象機関の長に対し監査結果所見書を交付し、この中で、是正又は改善を要すると認められるものについては、次の区分により指摘事項又は注意事項とした。

なお、指摘事項に係る処理状況又は改善方針については、文書で回答を求めた。

#### (1) 指摘事項

- ア 法令等に違反し重大と認められるもの
- イ 著しく妥当性を欠くと認められるもの
- ウ 予算目的に反する行為をしたもの
- エ 経済性、効率性、有効性等の観点から、明らかに改善を要すると認められるもの
- オ 前年度会計の監査において指摘又は注意された事項について、措置又は改善を行っていないもの
- カ その他指摘することが適当と認められるもの

#### (2) 注意事項

- ア 指摘事項には至らないが、さらに的確な事務事業の執行等を促す必要があると認められるもの
- イ その他注意することが適当と認められるもの

## 第3 監査結果の概要

### 1 指摘・注意事項

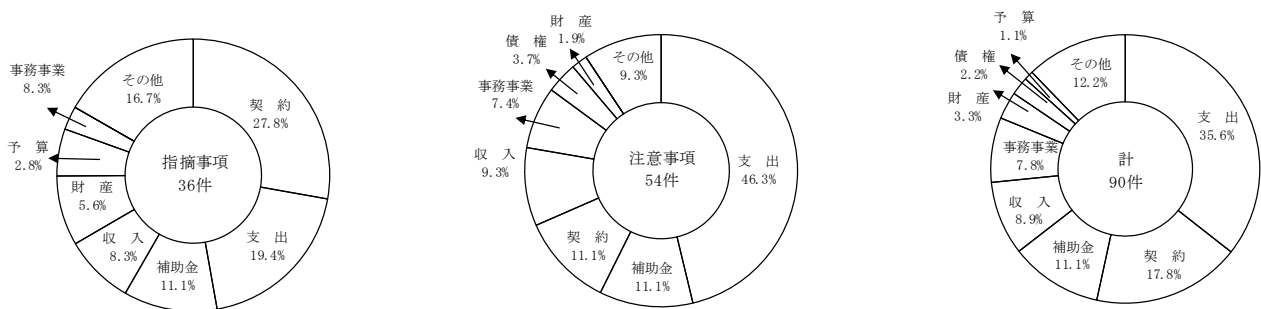
定期監査の結果、指摘事項又は注意事項として是正又は改善を要すると認められたものは90件であり、前年度の79件から11件増加した。事務の区分では、「支出事務」が32件で最も多く、次いで「契約事務」が16件であった。

表2 (定期監査における指摘・注意事項)

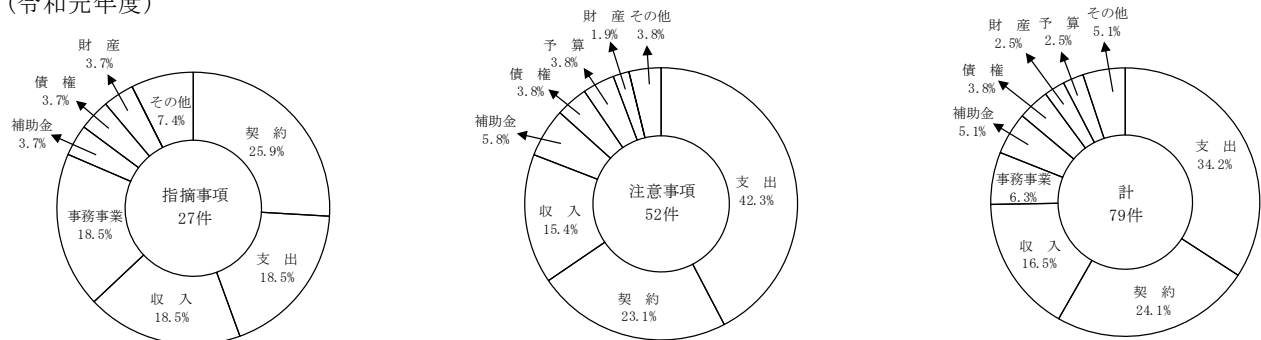
(単位: 件)

区 分	令和2年度			令和元年度			増 減		
	指摘	注意	計	指摘	注意	計	指摘	注意	計
支 出 事 務	7	25	32	5	22	27	2	3	5
契 約 事 務	10	6	16	7	12	19	3	△6	△3
補助金等交付事務	4	6	10	1	3	4	3	3	6
収 入 事 務	3	5	8	5	8	13	△2	△3	△5
事務事業の執行管理	3	4	7	5	-	5	△2	4	2
財 産 管 理	2	1	3	1	1	2	1	-	1
債 権 管 理 事 務	-	2	2	1	2	3	△1	-	△1
予 算 執 行 等	1	-	1	-	2	2	1	△2	△1
その他(前回の指摘事項等の改善が適切でないもの)	6	5	11	2	2	4	4	3	7
計	36	54	90	27	52	79	9	2	11

(令和2年度)



(令和元年度)



## 2 指摘・注意事項の内容並びに発生要因

### (1) 指摘・注意事項の内容

#### ア 支出事務 (32件)

内 容	指摘	注意	合計
①契約書等に定める期限内に支払をしていないもの	5	11	16
②検査完了日から2箇月を超えて支払をしていないもの	2	5	7
③報酬、給料、諸手当及び報償費並びに旅費の支給が適切でないもの	-	4	4
④その他	-	5	5
計	7	25	32

#### [事例]

- ① 請求書を受領しているにもかかわらず、契約書や法令等で定められた支払期限を超過してから支払をしたもの
- ② 履行検査を完了したものの、請求書の催促等適切な事務を行わず、未請求を理由に支払を行わなかったもの
- ③ 勤勉手当の支給額算定を誤ったもの  
講師に対する報償費及び旅費の支払が遅延したもの
- ④ 支出科目、年度区分又は支出額を誤ったもの  
納品検査体制に不備があったもの  
前払金の返還手続が遅延したもの

#### イ 契約事務 (16件)

内 容	指摘	注意	合計
①入札後に落札決定を取り消し又は入札を取り止めたもの	4	3	7
②契約保証金徴収等の事務が不適切だったもの	4	2	6
③その他	2	1	3
計	10	6	16

#### [事例]

- ① 落札決定後に予定価格算定の誤りが判明し落札決定を取り消したもの  
入札開始後に積算内容の一部に誤りが判明し入札を取り止めたもの など
- ② 契約保証金を徴すべきところ徴していないもの  
契約保証金額の変更手続が行われていないもの
- ③ 競争入札に付すべきものを随意契約としたもの  
契約締結が必要な契約について契約書を作成していないもの  
入札実施に係る事務・事業実施伺の決裁を受けていないもの

ウ 補助金等交付事務（10件）

内 容	指摘	注意	合計
①補助金等の交付事務が遅延したもの	3	3	6
②補助金の戻入手続が遅延したもの	-	2	2
③要綱等に定める変更承認等の手続を行っていないもの	-	1	1
④要綱等の規定が著しく不適切なもの	1	-	1
計	4	6	10

[事例]

- ① 交付申請受理から交付決定まで又は額の確定日から支払までに要した期間が2箇月以上になったもの
- ② 変更交付決定に伴う補助金の返還について、戻入決定が変更交付決定の日から1箇月を超えて遅延しているもの
- ③ 経費区分の大幅な増減があったにもかかわらず、交付要綱に定める変更承認手続を行っていなかったもの
- ④ 交付要綱の補助対象に関する規定が不十分だったもの

エ 収入事務（8件）

内 容	指摘	注意	合計
①収入の調定が適切でないもの	2	2	4
②収入事務が適切でないもの	1	3	4
計	3	5	8

[事例]

- ① 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延したもの  
調定額又は収入科目を誤って調定を行ったもの
- ② 授業料の減免手続等が適切でないもの  
納入の通知が通知をすべき日から1箇月を超えて遅延したもの  
過誤納金の還付先を誤ったもの

オ 事務事業の執行管理（7件）

内 容	指摘	注意	合計
①執行管理体制が適切でないもの	3	1	4
②公金等、公印及び文書の管理事務が適切でないもの	-	3	3
計	3	4	7

[事例]

- ① 国庫補助金に係る県の事務が不適切なものや、財務会計事務の誤りが繰り返されるなど、内部けん制が機能していないもの
- ② 公金等管理要領に反して事務処理が行われているなど、公金の管理が適切でないもの



カ 財産管理（3件）

内 容	指摘	注意	合計
①物品の管理が適切でないもの	2	-	2
②財産の管理が適切でないもの	-	1	1
計	2	1	3

[事例]

- ① 物品の取得及び処分に係る決裁が行われていないなど、手続が極めて不適切なもの  
指定物品について、知事の承認及び不用決定の手続を行わず廃棄したもの
- ② 借受財産台帳の記載が著しく滞っているもの

キ 債権管理事務（2件）

内 容	指摘	注意	合計
①未収金等の債権の管理が適切でないもの	-	2	2
計	-	2	2

[事例]

- ① 財務規則に定める債権管理簿が作成されていないもの  
催告などの債権の収納促進を正当な理由もなく行っていないもの

ク 予算執行等（1件）

内 容	指摘	注意	合計
①予算の計上が適切でないもの	1	-	1
計	1	-	1

[事例]

- ① 予算額の計上を誤り、予算の流用手続を行わず、不適切な科目で支出したもの

ケ その他（前回の指摘事項等の改善が適切でないもの）（11件）

内 容 (前回監査において指摘等がなされた事項)	指摘	注意	合計
①給料、諸手当の支給が適切でないもの	1	2	3
②契約書等に定める期限内に支払をしていないもの	-	2	2
③契約保証金徴収等の事務が不適切だったもの	1	1	2
④収入の調定が適切でないもの	1	-	1
⑤収入事務が適切でないもの	1	-	1
⑥検査完了日から2箇月を超えて支払をしていないもの	1	-	1
⑦未収金等の債権の管理が適切でないもの	1	-	1
計	6	5	11

前回監査（令和元年度対象）において指摘等がなされた事項について、令和2年度も同様の不適切な事務処理を行っていたもの

## (2) 発生要因

不適切な事務処理が発生した要因として監査対象機関から聴き取り等を行ったところでは、関係規程等に対する理解が不十分なまま、誤った判断の下に事務処理が行われていたこと、決裁時の業務管理者等による組織的なチェックや、処理期限の共有など進行管理が徹底されていなかったことなどがあげられる。

### ア 関係規程等に対する理解が不十分なまま処理が行われているもの

- ・ 入札予定価格や勤勉手当等の算定方法に関する理解が不十分だったもの  
(内容) 落札決定後に予定価格算定の誤りが判明し落札決定を取り消したものの勤勉手当の期間率の算定を誤ったまま支給し返納を要したもの など
- ・ 契約保証金の徴収免除規定に関する理解が不十分だったもの  
(内容) 契約保証金を徴すべきところ徴していないもの増額変更を行っているにもかかわらず契約保証金額の変更手続きが行われていないもの など
- ・ 補助金等の変更交付手続等に関する理解が不十分だったもの  
(内容) 経費区分の大幅な増減があったにもかかわらず交付要綱に定める変更承認手続を行っていなかったもの など
- ・ 物品の処分手続等に関する理解が不十分だったもの  
(内容) 指定物品について知事の承認及び不用決定の手続を行わず廃棄したものなど

#### 【監査結果に基づき講じられた措置の例】

- (ア) 一連の事務処理手順や提出が必要な添付書類等を一覧化したチェックリストを作成
- (イ) 業務管理者等が手続の根拠や算定方法等について理解しチェックできるよう、決裁時に関係規程等を添付
- (ウ) 関係規程等の解釈について所管部局に事前確認し、確認結果を記録に残して共有

### イ 組織的なチェックや進行管理が徹底されていなかったもの

- ・ 事務処理の期限が組織で共有されていなかったもの  
(内容) 補助金の額の確定日から支払までに要した期間が2箇月以上になったものなど
- ・ 翌年度にまたがる事務等について、人事異動時の引継が不十分なまま、業務管理者等も確認していなかったため、必要な事務処理が行われなかったもの  
(内容) 支払期限から3箇月を超えて支払をしていないもの など
- ・ 組織的な業務管理が不十分であったため、業務委託契約の請求書等を担当者がため込んでいたことに気付かなかったもの  
(内容) 契約書等に定める期限内に支払をしていないもの など
- ・ 所属限りで行う入札や支出負担行為等について金額の確認や納品検査などが不十分だったもの  
(内容) 落札決定後に落札価格が予定価格を上回っていたことが判明し落札決定を取り消したもの

所属で購入していない物品の請求に対して支払を行い返納させたもの  
など

【監査結果に基づき講じられた措置の例】

- (ア) 一連の事務処理手順や提出が必要な添付書類等を一覧化したチェックリストを作成
- (イ) 事務執行チェックシートに補助金の精算払等の項目を新設し事務処理の期限を組織で共有
- (ウ) 引継資料やマニュアルを組織で共有
- (エ) 請求書等の保管場所を組織で共有
- (オ) 相手方への催促等の対応記録を作成
- (カ) 様式等で見落としや誤りが発生しやすい箇所の文字をアンダーラインや太字で強調

### 3 部局別状況

指摘・注意事項の件数を部局別にみると、教育委員会が34件(37.8%)で最も多く、次いで農林水産部が10件(11.1%)、庄内総合支庁が8件(8.9%)となっている。

1機関あたりの件数を令和元年度と比較すると、8部局等で増加、6部局等で減少している。

表4 (指摘・注意事項の部局別状況)

(単位：件)

部 局	令和2年度			令和元年度			増減		
	対象機関数	指摘注意件数	1対象機関あたりの件数	対象機関数	指摘注意件数	1対象機関あたりの件数	対象機関数	指摘注意件数	1対象機関あたりの件数
総務部	10	3	0.3	10	3	0.3	-	-	0.0
みらい企画創造部	7	-	0.0	7	1	0.1	-	△ 1	△ 0.1
防災くらし安心部	7	3	0.4	7	3	0.4	-	-	0.0
環境エネルギー部	6	-	0.0	6	-	0.0	-	-	0.0
しあわせ子育て応援部	8	3	0.4	7	-	0.0	1	3	0.4
健康福祉部	15	2	0.1	14	5	0.4	1	△ 3	△ 0.3
産業労働部	16	7	0.4	16	4	0.3	-	3	0.1
観光文化スポーツ部	5	-	0.0	6	3	0.5	△ 1	△ 3	△ 0.5
農林水産部	22	10	0.5	22	3	0.1	-	7	0.4
県土整備部	14	3	0.2	14	1	0.1	-	2	0.1
会計局	1	-	0.0	1	-	0.0	-	-	0.0
村山総合支庁	4	5	1.3	4	6	1.5	-	△ 1	△ 0.2
最上総合支庁	4	5	1.3	4	4	1.0	-	1	0.3
置賜総合支庁	4	3	0.8	4	4	1.0	-	△ 1	△ 0.2
庄内総合支庁	4	8	2.0	4	4	1.0	-	4	1.0
東京事務所	1	-	0.0	1	-	0.0	-	-	0.0
企業局	6	3	0.5	6	2	0.3	-	1	0.2
病院事業局	5	1	0.2	5	1	0.2	-	-	0.0
県議会	1	-	0.0	1	-	0.0	-	-	0.0

教育委員会	74	34	0.5	74	32	0.4	-	2	0.1
警察本部	15	-	0.0	15	3	0.2	-	△ 3	△ 0.2
その他委員会等	3	-	0.0	3	-	0.0	-	-	0.0
合 計	232	90	0.4	231	79	0.3	1	11	0.1

(注) 1対象機関あたりの件数は小数点第2位を四捨五入している。

#### 4 重点監査項目の監査結果

重点監査項目として設定した①組織としての進行管理とチェック機能の強化、②所属長によるマネジメントの強化に関する取組状況について、特別調書を徴取して確認を行ったところ、所属長を中心に事務処理の遅延・錯誤等防止などに取り組んでいることが認められた。しかしながら、指摘・注意事項の件数が増加している状況を考えると、これらの取組の一層の徹底が求められる。

#### 5 財務事務の適正執行に向けて

##### (1) 所属長によるマネジメントの強化

ひとたび事務処理の誤りが発生すれば、是正改善のための措置や原因の分析、再発防止策の検討・実施に多くの時間と労力が割かれることなどにより、その影響は県民や事業者など多方面に及ぶことにもなりかねない。

このため、所属長がマネジメント力を発揮して組織的な運営・管理体制の下、財務事務を適正に執行し効率的、効果的な業務の遂行を図る必要がある。

##### (2) 内部統制の浸透・定着

令和2年度から知事部局において本格施行された内部統制の整備、運用状況について、各所属長から聴き取りを行ったところ、内部統制の取組は不適切な事務処理の未然防止に向けた職員の意識改革につながっていることが確認された。

財務事務の適正執行に向けては、引き続き本制度の一層の浸透・定着に取り組むことにより、事務処理に関する法令その他の規範の遵守、組織的なチェック機能の強化及び進行管理の徹底を図らねたい。

## 第4 部局別監査結果

### 1 総務部（監査対象 10機関）

監査対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
秘書課	実地	令和3年8月6日	松田委員	—
広報広聴推進課	実地	令和3年8月6日	松田委員	—
人事課	実地	令和3年8月6日	松田委員	—
職員育成センター	書面	令和3年2月1日	木村委員	武田委員
行政改革課	実地	令和3年8月23日	星川委員	松田委員
総務厚生課	実地	令和3年9月3日	星川委員	松田委員
財政課	実地	令和3年8月23日	星川委員 森谷委員	松田委員 海老名委員
学事文書課	実地	令和3年8月23日	星川委員	松田委員
管財課	実地	令和3年8月23日	星川委員	松田委員
税政課	実地	令和3年8月23日	星川委員	松田委員

#### <指摘事項>

##### ア 事務事業の執行管理

###### (ア) 執行管理体制が適切でないもの

###### (内容)

自動車税の納税通知書送付事務において、内部けん制が的確に機能せず、口座振替を利用している県民の一部に対し、誤って現金納付用の納税通知書を送付したもの

対象者 627名（830台分）

###### 【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

課税業務に用いるシステムの処理誤りを防止するため、一部、システムの改修を行った。  
また、システムに入力した内容について、システム運用業者と課内担当者において複数名でチェックを徹底することとした。

##### イ 契約事務

###### (ア) 契約の締結又は履行が適切でないもの

###### (内容)

業務委託契約において、契約保証金を徴すべきところ、徴していないもの  
1件

令和2年度公文書ファイルのクリーニング業務委託

契約金額 2,860,000円

要契約保証金 286,000円

###### 【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

契約保証金の免除の取扱いについて、再度、確認するとともに、判断に迷う場合は、自所属だけでなく審査所管課を含め確認を徹底し、誤った規定の解釈により契約保証金の免除が行われることがないように再発防止に努める。

##### ウ 補助金等交付事務

###### (ア) 補助金等の交付事務が適切でないもの

(内容)

実績報告期限から実績報告日までの期間が3箇月以上のもの 1件

令和元年度山形県自己啓発支援事業費補助金

実績報告期限 令和元年10月10日

実績報告日 令和2年1月14日

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

複数回合否判定がなされる資格試験において、交付決定者から中途報告がないことにより、交付事務が遅延したものである。

そのため、今後は状況が把握できるよう、最初の合否通知までの期間を事業実施期間とすることとし、交付要綱の内容を改正する。

併せて、申請時に事業実施期間の確認のため、試験の概要がわかる書類（要項等）の写しを添付させるものとする。

## 2 みらい企画創造部（監査対象 7機関）

監査対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
企画調整課	実地	令和3年8月6日	松田委員	—
市町村課	実地	令和3年7月30日	星川委員	松田委員
ふるさと山形移住・定住推進課	実地	令和3年7月30日	星川委員	松田委員
国際人材活躍・コンベンション誘致推進課	実地	令和3年7月30日	星川委員	松田委員
総合交通政策課	実地	令和3年8月6日	松田委員	—
やまがた幸せデジタル推進課	実地	令和3年8月6日	松田委員	—
統計企画課	実地	令和3年8月6日	松田委員	—

<指摘・注意事項なし>

## 3 防災くらし安心部（監査対象 7機関）

監査対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
防災危機管理課	実地	令和3年7月30日	星川委員	松田委員
消防救急課	実地	令和3年7月30日	星川委員	松田委員
消防学校	実地	令和3年1月21日	武田委員	—
消費生活・地域安全課	実地	令和3年7月30日	星川委員	松田委員
食品安全衛生課	実地	令和3年7月30日	星川委員	松田委員
置賜食肉衛生検査所	書面	令和3年3月15日	小野委員	武田委員
庄内食肉衛生検査所	書面	令和2年11月27日	木村委員	海老名委員

<指摘事項>

ア 契約事務

(ア) 入札事務が適切でないもの

(内容)

落札決定後に落札価格が予定価格を上回っていたことが判明し、落札決定の取消及び再入札を行ったもの 1件

#### 消費生活に係る県民意識調査業務

##### 【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

入札にあたって事前確認を徹底するとともに、入札執行手順書のチェック欄、留意事項欄等を追加し記載内容を改めた。また、予定価格書について、入札価格の取り違えがないよう、「入札書比較価格」を太枠で囲むなど、様式を修正した。

#### <注意事項>

##### ア 支出事務

(ア) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から2箇月を超えてしていないもの

(イ) 支払期限内に支払をしていないもの

#### 4 環境エネルギー部 (監査対象 6 機関)

監査対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
環境企画課	実地	令和3年7月30日	森谷委員	海老名委員
環境科学研究センター	書面	令和2年12月8日	武田委員	—
エネルギー政策推進課	実地	令和3年7月30日	森谷委員	海老名委員
水大気環境課	実地	令和3年7月30日	森谷委員	海老名委員
循環型社会推進課	実地	令和3年7月30日	森谷委員	海老名委員
みどり自然課	実地	令和3年7月30日	森谷委員	海老名委員

#### <指摘・注意事項なし>

#### 5 しあわせ子育て応援部 (監査対象 8 機関)

監査対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
しあわせ子育て政策課	実地	令和3年7月30日	森谷委員	海老名委員
子ども保育支援課	実地	令和3年7月30日	森谷委員	海老名委員
子ども家庭支援課	実地	令和3年7月30日	森谷委員	海老名委員
福祉相談センター	書面	令和3年1月14日	木村委員	武田委員
庄内児童相談所	書面	令和2年11月27日	小野委員	武田委員
鶴岡乳児院	書面	令和2年11月27日	小野委員	武田委員
朝日学園	書面	令和3年2月25日	小野委員	武田委員
女性・若者活躍推進課	実地	令和3年8月6日	森谷委員	海老名委員

#### <注意事項>

##### ア 支出事務

(ア) 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないもの

##### イ 補助金等交付事務

(ア) 交付申請日から交付決定日まで及び額の確定日から支払までの期間が2箇月以上のもの

(イ) 経費配分の変更を行っているにもかかわらず、交付要綱に定める変更の承認

手続を行っていないもの

## 6 健康福祉部（監査対象 15機関）

監査対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
健康福祉企画課	実地	令和3年8月30日	森谷委員	海老名委員
衛生研究所	書面	令和3年3月15日	小野委員	武田委員
新型コロナワクチン接種総合企画課	実地	令和3年8月30日	森谷委員	海老名委員
医療政策課	実地	令和3年8月30日	森谷委員	海老名委員
地域福祉推進課	実地	令和3年8月30日	森谷委員	海老名委員
がん対策・健康長寿日本一推進課	実地	令和3年8月30日	森谷委員	海老名委員
高齢者支援課	実地	令和3年9月2日	森谷委員	海老名委員
障がい福祉課	実地	令和3年9月2日	森谷委員	海老名委員
こども医療療育センター	書面	令和3年1月15日	木村委員	武田委員
こども医療療育センター庄内支所	書面	令和2年12月8日	武田委員	—
最上学園	書面	令和3年1月15日	木村委員	武田委員
やまなみ学園	書面	令和3年1月15日	木村委員	武田委員
鳥海学園	実地	令和2年11月18日	小野委員	武田委員
知的障がい者更生相談所庄内支所	書面	令和2年12月8日	武田委員	—
精神保健福祉センター	書面	令和3年2月25日	木村委員	海老名委員

### <指摘事項>

#### ア 予算執行等

##### (ア) 予算の計上が適切でないもの

##### (内容)

児童手当について予算額の計上を誤り、予算の流用手続を行わず、不適切な科目で支出したもの

##### a 予算の計上を誤ったもの

科目	児童手当
所要額	15,070,000円
12月補正予算計上額	10,380,000円
不足額	4,690,000円

##### b 不適切な科目で支出したもの 63件

令和3年2月10日支払分児童手当

誤科目 報償費

正科目 児童手当

支出額 5,130,000円（公所分を含む）

#### 【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

予算の計上を誤ったものについては、積算過程で人為的ミスが発生するおそれがあることを念頭に、現計予算額に対し増減額が大きい場合はその要因分析を行うとともに、業務主任者と業務管理者によるチェックを徹底する。

また、不適切な科目で支出したものについては、財務規則等にのっとり、大原則とし、事前に対処策について審査所管課に相談したうえで、必要であれば財務所管課にも流用



手続を依頼するなど、正規の対応を徹底する。

<注意事項>

ア 収入事務

(ア) 調定手続が、調定すべき日から1箇月を超えて遅延したもの

7 産業労働部 (監査対象 16機関)

監査対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
商工産業政策課	実地	令和3年8月6日	森谷委員	海老名委員
大阪事務所	書面	令和3年6月7日	森谷委員	海老名委員
名古屋事務所	書面	令和3年6月7日	森谷委員	海老名委員
中小企業・創業支援課	実地	令和3年8月6日	森谷委員	海老名委員
工業戦略技術振興課	実地	令和3年8月6日	森谷委員	海老名委員
工業技術センター	実地	令和3年1月15日	小野委員	海老名委員
工業技術センター置賜試験場	書面	令和3年3月15日	小野委員	武田委員
工業技術センター庄内試験場	実地	令和3年1月22日	武田委員	—
高度技術研究開発センター	実地	令和3年1月15日	小野委員	海老名委員
商業・県産品振興課	実地	令和3年8月6日	森谷委員	海老名委員
貿易振興課	実地	令和3年8月6日	森谷委員	海老名委員
雇用・コロナ失業対策課	実地	令和3年8月23日	森谷委員	海老名委員
産業技術短期大学校	実地	令和3年1月15日	小野委員	海老名委員
産業技術短期大学校庄内校	書面	令和2年12月8日	武田委員	—
山形職業能力開発専門学校	書面	令和3年3月15日	小野委員	武田委員
庄内職業能力開発センター	書面	令和2年12月8日	武田委員	—

<指摘事項>

ア 収入事務

(ア) 収入の調定が適切でないもの

(内容)

- a 調定手続が、調定すべき日から3箇月を超えて遅延した10万円以上のもの  
1件

土地建物貸付収入 (自動販売機設置場所賃貸借料)

調定すべき日 令和2年4月1日

調定日 令和2年7月16日

調定額 106,000円

- b 調定手続が、調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円未満のもの  
1件

土地建物使用料 (光熱水費等)

調定すべき日 令和2年4月8日

調定日 令和2年5月29日

調定額 592円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

人事異動期における事務引継ぎを確実にを行うほか、調定収入の状況を確認するための任意様式等を作成・活用し、複数職員で確認する。

イ 前回監査の指摘事項等の改善が適切でないもの

(ア) 前年度会計の監査において指摘された事項について、改善を行っていないもの

(内容)

未収金等の債権の管理が適切でないもの

延滞金の徴収手続をしていないもの 4件 合計5,100円

産業技術短期大学校授業料納付遅延に係る延滞金

a 元本 産業技術短期大学校授業料 (令和元年度後期分) 195,000円

元本の納期限 令和元年10月31日

元本の納付日 令和元年12月24日

延滞金の額 1,500円

b 元本 産業技術短期大学校授業料 (令和元年度後期分) 195,000円

元本の納期限 令和元年10月31日

元本の納付日 令和元年12月16日

延滞金の額 1,100円

c 元本 産業技術短期大学校授業料 (令和元年度後期分) 195,000円

元本の納期限 令和元年10月31日

元本の納付日 令和元年12月23日

延滞金の額 1,500円

d 元本 産業技術短期大学校授業料 (令和元年度後期分) 195,000円

元本の納期限 令和元年10月31日

元本の納付日 令和元年12月13日

延滞金の額 1,100円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

未収金の入金があった際の取扱いに関する留意事項を失念していたことによるものであり、今後、同様の事例があった場合は、同じ見落としを生じないように、担当者・確認者間で情報共有のうえ、複数確認を徹底して再発防止を図る。

<注意事項>

ア 支出事務

(ア) 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないもの

イ 補助金等交付事務

(ア) 交付申請日から交付決定日まで又は実績報告日から額の確定日までの期間が2箇月以上のもの

(イ) 変更交付決定に伴う補助金の返還について、戻入決定が変更交付決定の日から1箇月を超えて遅延しているもの

## 8 観光文化スポーツ部（監査対象 5機関）

監査対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
観光復活戦略課	実地	令和3年9月2日	森谷委員	海老名委員
文化振興・文化財活用課	実地	令和3年9月2日	森谷委員	海老名委員
博物館	書面	令和3年3月15日	木村委員	海老名委員
新県民文化館	実地	令和3年2月9日	木村委員	武田委員
スポーツ振興・地域活性化推進課	実地	令和3年9月2日	森谷委員	海老名委員

<指摘・注意事項なし>

## 9 農林水産部（監査対象 22機関）

監査対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
農政企画課	実地	令和3年8月24日	星川委員	松田委員
農林大学校	実地	令和3年6月10日	星川委員	松田委員
農業経営・所得向上推進課	実地	令和3年8月24日	星川委員	松田委員
6次産業推進課	実地	令和3年8月24日	星川委員	松田委員
県産米ブランド推進課	実地	令和3年8月24日	星川委員	松田委員
農業技術環境課	実地	令和3年8月30日	星川委員	松田委員
農業総合研究センター	書面	令和3年1月15日	小野委員	海老名委員
農業総合研究センター園芸農業研究所	実地	令和3年6月10日	森谷委員	海老名委員
農業総合研究センター水田農業研究所	書面	令和3年6月7日	星川委員	松田委員
農業総合研究センター畜産研究所	実地	令和3年6月10日	星川委員	松田委員
農業総合研究センター養豚研究所	書面	令和3年6月7日	星川委員	松田委員
病虫害防除所	書面	令和3年1月15日	小野委員	海老名委員
病虫害防除所庄内支所	書面	令和3年6月7日	森谷委員	海老名委員
園芸農業推進課	実地	令和3年8月30日	星川委員	松田委員
畜産振興課	実地	令和3年8月30日	星川委員	松田委員
水産振興課	実地	令和3年8月30日	星川委員	松田委員
水産研究所	書面	令和3年1月19日	武田委員	—
内水面水産研究所	実地	令和3年2月9日	小野委員	海老名委員
農村計画課	実地	令和3年8月24日	星川委員	松田委員
農村整備課	実地	令和3年8月24日	星川委員	松田委員
森林ノミクス推進課	実地	令和3年8月24日	星川委員	松田委員
森林研究研修センター	書面	令和3年1月14日	小野委員	海老名委員

<指摘事項>

### ア 収入事務

(ア) 収入の調定が適切でないもの

(内容)

調定額及び収入額を誤ったもの 2件 合計 268,949円

主な事例は以下のとおり

平成 30 年度産米精算金  
誤調定額 41,597 円  
正調定額 301,715 円  
差額 260,118 円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

指摘された事務については、適正な事務処理に改善するとともに、人事異動時の事務引継ぎにおいて当該事務処理を重点項目に位置付け、その内容について所長決裁を受けることにより、組織全体で再発防止を図っていくこととした。

また、所管課である農業技術環境課においても、その状況について確認を行う。

イ 支出事務

(ア) 支出事務が適切でないもの

(内容)

請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査が完了した日から4箇月を超えてしていないもの 1件

ニジサクラ種苗の購入

検査日 令和2年10月15日  
請求書受理日 令和3年2月26日  
支払日 令和3年3月12日  
支払額 151,800 円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

納品確認や支払事務が煩雑にならないよう、事業を実施する公所に予算を配当替し、発注から支払までの一連の事務が公所で完結する方法に改め、事務ミスの発生を防止する。

また、物品購入の際に使用する納品検査の様式を見直すとともに、納品書をリスト化して所属内で共有することで、請求書の催促等の適切な事務を行う。

ウ 契約事務

(ア) 入札事務が適切でないもの

(内容)

落札決定後に入札業者に対する資格審査を誤っていたことが判明し、落札決定の取消し及び再入札を行ったもの 1件

令和2年度山形県立農林大学校ぶどう雨よけハウス一部建替え工事

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

入札参加資格確認のためのチェックリストを整備し、確認を徹底することに加え、所管課である農政企画課においても、前年度に引き続き公所を訪問して点検指導を行う。

エ 財産管理

(ア) 物品の管理が適切でないもの

(内容)

物品の取得及び処分に係る決裁が行われていないなど、手続が極めて不適切なもの

a 生産品に関する物品管理者への引継ぎ、受払の状況の整理等について、生産品受払簿による管理が行われていない

b 生産品の処分に際し、売却等の処分決議が行われていない

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

生産品に関する物品管理者への引継ぎ、取得・処分の手続を見直し、その都度、受払簿による管理と処分決議を行うよう徹底することとした。

また、所管課である農政企画課においても、公所を訪問して管理状況について点検指導を行う。

(イ) 物品の管理が適切でないもの

(内容)

指定物品について、知事の承認及び不用決定の手続を行わず廃棄したもの  
3件

主な事例は以下のとおり

品名 DNAシーケンサー

取得価格 17,115,000円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

指定物品の一覧表を作成して各部署へ配付し認識を深めるほか、新たに処分申請書の様式を作成し活用することで、処分手続をルール化して再発防止を図ることとした。

また、所管課である農業技術環境課においても、その状況について確認を行う。

<注意事項>

ア 支出事務

(ア) 事業完了日が令和3年度の補助事業に対して令和2年度予算で支払を行ったもので、1万円以上のもの

(イ) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を履行の完了確認又は検査が完了した日から2箇月を超えてしていないもの

イ 財産管理

(ア) 財産台帳（借受財産を含む）の記載が著しく滞っているもの

10 県土整備部（監査対象 14機関）

監査対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
管理課	実地	令和3年8月23日	森谷委員	海老名委員
建設企画課	実地	令和3年8月23日	森谷委員	海老名委員
県土利用政策課	実地	令和3年8月24日	森谷委員	海老名委員
都市計画課	実地	令和3年8月23日	森谷委員	海老名委員
下水道課	実地	令和3年8月23日	星川委員 森谷委員	松田委員 海老名委員
道路整備課	実地	令和3年8月24日	森谷委員	海老名委員
道路保全課	実地	令和3年8月24日	森谷委員	海老名委員
河川課	実地	令和3年8月24日	森谷委員	海老名委員
砂防・災害対策課	実地	令和3年8月24日	森谷委員	海老名委員
空港港湾課	実地	令和3年8月23日	森谷委員	海老名委員
山形空港事務所	書面	令和2年12月8日	武田委員	—
庄内空港事務所	書面	令和3年1月14日	木村委員	武田委員
港湾事務所	実地	令和3年7月21日	松田委員	—
建築住宅課	実地	令和3年8月24日	森谷委員	海老名委員

<指摘事項>

ア 補助金等交付事務

(ア) 補助金等の交付事務が適切でないもの

(内容)

交付要綱の補助対象に関する規定が不十分だったため、一部、国の交付金を財源とすることができず、一般財源から支出したもの 1件

令和2年度山形県住環境向上及び住宅・木材産業活性化緊急促進事業費補助金

補助金額 1,308,000円

うち一般財源支出額 668,000円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

事業対象年度内に、市町村から事業実施主体に対する補助金の交付事務が完了できるよう、交付要綱上の補助事業実績報告書の提出期限を3月上旬に設定するとともに、市町村に対して、事業対象年度内に補助金の交付事務が完了するよう周知を図る。

また、交付要綱を作成する際に内容について担当内でダブルチェックを行う。

併せて、課内で情報を共有し、再発防止に努める。

<注意事項>

ア 収入事務

(ア) 納入の通知が納入の通知をすべき日から1箇月を超えて遅延したもの

イ 契約事務

(ア) 建設工事請負契約において、30パーセントを超える増額変更を行っているにもかかわらず、契約保証金額の変更手続きが行われていないもの

11 会計局

監査対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
会計局	実地	令和3年9月3日	森谷委員	海老名委員

<指摘・注意事項なし>

12 村山総合支庁（監査対象 4機関）

監査対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
村山総合支庁総務企画部	実地	令和3年7月14日	森谷委員	海老名委員
村山総合支庁保健福祉環境部	実地	令和3年7月14日	森谷委員	海老名委員
村山総合支庁産業経済部	実地	令和3年7月14日	森谷委員	海老名委員
村山総合支庁建設部	実地	令和3年7月14日	森谷委員	海老名委員

<指摘事項>

ア 契約事務

(ア) 入札事務が適切でないもの

(内容)

落札決定後に予定価格算定の誤りが判明し、落札決定の取消し及び再入札を行ったもの 1件

令和2年度河川整備単独事業（河川自然災害）大門川用地調査等事務委託

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

委託業務の中で冬期補正を適用する項目がある場合は、委託設計書の表紙に冬期補正割増があることを必ず明記する。また、設計書チェックリストに今回事例の新たなチェック項目を追加するとともに、担当者全員へ改善点の説明を行い、周知を徹底する。

(イ) 入札事務が適切でないもの

(内容)

落札決定後に予定価格算定の誤りが判明し、落札決定の取消し及び再入札を行ったもの 1件

令和2年度河川整備単独事業（河川自然災害・補正）大旦川堤防点検外強化対策検討業務委託

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

設計書チェックリストに今回事例を追記するとともに、土木設計業務は、冬期歩掛補正の対象外である旨を担当者全員へ説明し周知を徹底する。

イ 前回監査の指摘事項等の改善が適切でないもの

(ア) 前年度会計の監査において注意された事項について、改善を行っていないもの

(内容)

契約の締結又は履行が適切でないもの

建設工事請負契約において、30パーセントを超える増額変更を行っているにもかかわらず、契約保証金額の変更手続が行われていないもの 2件

主な事例は以下のとおり

平成31年度街路整備事業（防災・安全交付金）3・2・5旅籠町八日町線道路改良工事（第3工区）

当初契約金額 215,380,000円

変更後契約金額 289,188,900円 (34.3パーセント増額)

当初保証金 21,538,000円

要変更保証額 28,918,890円

不足する保証金 7,380,890円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

前年度監査の注意事項については改善策を講じたものの、複数回契約変更を行った場合の契約保証金の考え方について、口頭で所管課へ確認する中で、取扱いに誤りが生じた。そのため、重要なものは文書で確認するなど記録に残し、誤りがないように努める。

また、回答があった場合は、他の総合支庁などにも情報を共有し、互いに確認し合うことで再発防止に努める。

<注意事項>

ア 支出事務

(ア) 児童扶養手当について、法令で定める支払期日に支払をしていないもの

イ 契約事務

(ア) 業務委託契約において、増額変更を行っているにもかかわらず、契約保証金額の変更手続が行われていないもの

### 13 最上総合支庁（監査対象 4機関）

監査対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
最上総合支庁総務企画部	実地	令和3年7月13日	星川委員	松田委員
最上総合支庁保健福祉環境部	実地	令和3年7月13日	星川委員	松田委員
最上総合支庁産業経済部	実地	令和3年7月13日	星川委員	松田委員
最上総合支庁建設部	実地	令和3年7月13日	星川委員	松田委員

<指摘事項>

ア 事務事業の執行管理

(ア) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

前年度会計の監査で指摘された事項について、同様の遅延が繰り返されるなど、内部けん制が的確に機能していないもの

支出事務が適切でないもの

請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払を行っていないもの  
2件 合計5,106円

主な事例は以下のとおり

養成講座用材料

請求書受理日 令和2年11月18日

支払期限 令和2年12月2日

支払日 令和2年12月3日

支出額 2,851円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

起案者による、決裁印及び決裁日の記入・システム上の処理の確認を徹底するほか、総務課担当職員においてもシステム上の処理状況を毎日確認することを徹底する。併せて、朝礼等の機会を捉え、職員へ注意喚起する。

イ 支出事務

(ア) 支出事務が適切でないもの

(内容)

a 特別障害者手当について、法令で定める支払期日から3箇月を超えて遅延しているもの 1件

支払期日 令和2年8月7日

支払日 令和2年12月15日

支出額 82,050円

b 特別障害者手当について、法令で定める支払期日に支払をしていないもの  
1件

支払期日 令和2年11月6日

支払日 令和2年12月15日

支出額 82,050円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

認定事務チェックシートを作成し、複数の職員で事務の進捗管理を徹底するとともに、システム入力後は起案に「システム入力済」とゴム印を押印することにより、入力漏れによる支払遅延を防止する。

また、市町村に依頼するダブルチェックの項目に、新規認定者の記載の有無を追加し、確認漏れを防止する。

<注意事項>

ア 支出事務

(ア) 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないもの

イ 前回監査の指摘事項等の改善が適切でないもの



(ア) 前年度会計の監査において指導された事項について、措置又は改善を行っていないもの

#### 14 置賜総合支庁（監査対象 4機関）

監査対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
置賜総合支庁総務企画部	実地	令和3年7月13日	森谷委員	海老名委員
置賜総合支庁保健福祉環境部	実地	令和3年7月13日	森谷委員	海老名委員
置賜総合支庁産業経済部	実地	令和3年7月13日	森谷委員	海老名委員
置賜総合支庁建設部	実地	令和3年7月13日	森谷委員	海老名委員

##### <指摘事項>

ア 前回監査の指摘事項等の改善が適切でないもの

(ア) 前年度会計の監査において指摘された事項について、改善を行っていないもの

(内容)

支出事務が適切でないもの

請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を履行の完了確認をした日から4箇月を超えてしていないもの 1件

生活保護受給者の救護施設一時入所に係る施設事務費

履行完了確認日 令和2年5月28日

請求書受理日 令和3年1月22日

支払日 令和3年2月17日

支出額 18,900円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

請求書の受理遅延防止のため、債権が発生する原因となる起案や経過の記録が回覧された時点で、支払予定時期が記載されたチェックシートを作成し、適宜支払状況を確認する。

##### <注意事項>

ア 支出事務

(ア) 建設工事請負契約の変更に伴う前払金の返還手続が遅延したもの

イ 前回監査の指摘事項等の改善が適切でないもの

(ア) 前年度会計の監査において指導された事項について、措置又は改善を行っていないもの

#### 15 庄内総合支庁（監査対象 4機関）

監査対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
庄内総合支庁総務企画部	実地	令和3年7月14日	星川委員	松田委員
庄内総合支庁保健福祉環境部	実地	令和3年7月14日	星川委員	松田委員
庄内総合支庁産業経済部	実地	令和3年7月14日	星川委員	松田委員
庄内総合支庁建設部	実地	令和3年7月14日	星川委員	松田委員

##### <指摘事項>

ア 契約事務

(ア) 契約の締結又は履行が適切でないもの

(内容)

契約締結が必要な契約について契約書を作成していないもの 1件  
酒田第9号アパート冷凍冷蔵庫運搬及び処分委託  
支出額 45,100円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

産業廃棄物該当の有無や業務別の契約書作成など、必要な手続を明記した産業廃棄物収集運搬・処分用の事務手続チェックシートを作成する。

また、事務手続チェックシートを起案文書に添付することで、必要な事務手続を可視化し、業務管理者も確認することにより、手続の漏れを防ぐよう改善した。

(イ) 契約の締結又は履行が適切でないもの

(内容)

業務委託契約において、契約保証金を徴すべきところ、徴していないもの  
1件

自家用電気工作物保安業務（長期継続契約）

契約金額 1,306,800円

要契約保証金 130,680円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

事務手続チェックシートに契約保証金事務の項目を追加する。

また、事務手続チェックシートを起案文書に添付することで、必要な事務手続を可視化し、業務管理者も確認することにより、手続の漏れを防ぐよう改善した。

イ 支出事務

(ア) 支出事務が適切でないもの

(内容)

支払期限から3箇月を超えて遅延しているもの 1件  
書籍の定期購読料

検査日 令和2年3月17日

支払期限 令和2年3月31日

支払日 令和2年8月7日

支出額 11,100円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

請求書保管者と納品確認者が同一で、他の職員によるチェック機能が働かなかったことが発生要因であることから、請求書が届き次第、経理担当者に提出するよう、事務処理の流れを見直した。また、定期刊行物のチェックシートを作成し、遅延がないよう業務管理者が3箇月ごとに確認する。

ウ 補助金等交付事務

(ア) 補助金等の交付事務が適切でないもの

(内容)

額の確定日から支払までの期間が3箇月以上のもの 1件  
令和2年度山形県林道等小規模災害緊急復旧事業費補助金

額の確定日 令和2年11月27日

支払日 令和3年3月12日

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

事務執行チェックシートに補助金の精算払に係る項目を追加するとともに、進捗管理表を

新たに作成し、業務総括者が各補助金事務の進捗状況を月1回確認する。併せて、所属長から全職員に対し事務の適正化と進捗管理について再チェックするように指示するとともに、週1回の係単位ミーティングでコミュニケーションを密にし、業務の進捗管理を行うことにより再発防止に努める。

<注意事項>

ア 収入事務

(ア) 自動車税証紙の過誤納に係る還付金について、支払先を誤ったもの

イ 支出事務

(ア) 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないもの

ウ 前回監査の指摘事項等の改善が適切でないもの

(ア) 前年度会計の監査において指導された事項について、措置又は改善を行っていないもの

16 東京事務所 (監査対象 1機関)

監査対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
東京事務所	書面	令和3年6月7日	星川委員	松田委員

<指摘・注意事項なし>

17 企業局 (監査対象 6機関)

監査対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
企業局	実地	令和3年7月26日	星川委員 森谷委員	松田委員 海老名委員
村山電気水道事務所	書面	令和3年6月7日	森谷委員	海老名委員
最上電気水道事務所	実地	令和3年6月10日	森谷委員	海老名委員
置賜電気水道事務所	実地	令和3年7月13日	森谷委員	海老名委員
鶴岡電気水道事務所	実地	令和3年6月11日	星川委員	松田委員
酒田電気水道事務所	実地	令和3年6月11日	星川委員	松田委員

<注意事項>

ア 契約事務

(ア) 入札事務等が適切でなく、入札開始後に入札を取り止めたもの

18 病院事業局 (監査対象 5機関)

監査対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
病院事業局	実地	令和3年7月26日	星川委員 森谷委員	松田委員 海老名委員
中央病院	実地	令和3年7月14日	森谷委員	海老名委員
新庄病院	実地	令和3年7月13日	星川委員	松田委員
河北病院	実地	令和3年7月21日	松田委員	—
こころの医療センター	実地	令和3年7月14日	星川委員	松田委員

<注意事項>

ア 契約事務

(ア) 一般競争入札の実施に係る事務又は事業実施伺の決裁を受けていないもの

19 県議会 (監査対象 1 機関)

監査対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
議会事務局	実地	令和3年9月3日	森谷委員	海老名委員

<指摘・注意事項なし>

20 教育委員会 (監査対象 74機関)

監査対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
教育政策課	実地	令和3年9月2日	星川委員	松田委員
教職員課	実地	令和3年9月2日	星川委員	松田委員
生涯教育・学習振興課	実地	令和3年9月2日	星川委員	松田委員
義務教育課	実地	令和3年9月2日	星川委員	松田委員
特別支援教育課	実地	令和3年9月2日	星川委員	松田委員
高校教育課	実地	令和3年9月2日	星川委員	松田委員
福利厚生課	実地	令和3年9月3日	星川委員	松田委員
スポーツ保健課	実地	令和3年9月2日	星川委員	松田委員
図書館	書面	令和3年2月25日	木村委員	海老名委員
教育センター	書面	令和3年2月25日	小野委員	武田委員
青年の家	書面	令和3年2月25日	木村委員	海老名委員
朝日少年自然の家	実地	令和3年1月21日	海老名委員	—
金峰少年自然の家	実地	令和2年11月18日	木村委員	海老名委員
飯豊少年自然の家	書面	令和3年2月1日	小野委員	海老名委員
神室少年自然の家	書面	令和3年2月1日	小野委員	海老名委員
村山教育事務所	実地	令和3年2月5日	小野委員	武田委員
最上教育事務所	実地	令和2年12月2日	小野委員	武田委員
置賜教育事務所	書面	令和2年12月8日	武田委員	—
庄内教育事務所	実地	令和3年1月22日	武田委員	—
東桜学館中学校	書面	令和3年3月15日	小野委員	武田委員
山形東高等学校	書面	令和3年2月25日	木村委員	海老名委員
山形南高等学校	書面	令和3年3月15日	木村委員	海老名委員
山形西高等学校	実地	令和3年1月14日	木村委員	武田委員
山形北高等学校	実地	令和3年1月14日	木村委員	武田委員
山形工業高等学校	実地	令和3年2月4日	木村委員	武田委員
山形中央高等学校	書面	令和3年3月15日	小野委員	武田委員
霞城学園高等学校	書面	令和3年3月15日	木村委員	海老名委員

監査対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
上山明新館高等学校	実地	令和3年2月9日	小野委員	海老名委員
天童高等学校	実地	令和3年2月8日	武田委員	—
山辺高等学校	実地	令和3年2月9日	木村委員	武田委員
寒河江高等学校	実地	令和3年1月14日	小野委員	海老名委員
寒河江工業高等学校	書面	令和3年1月15日	小野委員	海老名委員
谷地高等学校	実地	令和3年2月5日	小野委員	武田委員
左沢高等学校	書面	令和3年2月25日	木村委員	海老名委員
村山産業高等学校	実地	令和3年2月8日	武田委員	—
東桜学館高等学校	書面	令和3年3月15日	小野委員	武田委員
北村山高等学校	実地	令和3年2月4日	木村委員	武田委員
新庄北高等学校	実地	令和2年12月2日	木村委員	海老名委員
新庄南高等学校	書面	令和3年2月1日	木村委員	武田委員
新庄神室産業高等学校	実地	令和2年12月2日	小野委員	武田委員
米沢興譲館高等学校	書面	令和2年12月8日	武田委員	—
米沢東高等学校	書面	令和2年12月8日	武田委員	—
米沢工業高等学校	書面	令和3年3月15日	小野委員	武田委員
米沢商業高等学校	書面	令和3年3月15日	木村委員	海老名委員
置賜農業高等学校	書面	令和3年3月15日	木村委員	海老名委員
南陽高等学校	書面	令和3年3月15日	木村委員	海老名委員
高畠高等学校	書面	令和2年12月8日	武田委員	—
長井高等学校	実地	令和3年5月19日	松田委員	—
長井工業高等学校	書面	令和3年1月14日	小野委員	海老名委員
荒砥高等学校	書面	令和3年1月14日	小野委員	海老名委員
小国高等学校	書面	令和3年1月15日	小野委員	海老名委員
鶴岡南高等学校	実地	令和3年1月22日	武田委員	—
鶴岡北高等学校	実地	令和2年11月18日	木村委員	海老名委員
鶴岡工業高等学校	書面	令和2年11月27日	木村委員	海老名委員
鶴岡中央高等学校	書面	令和2年12月8日	武田委員	—
加茂水産高等学校	書面	令和2年12月8日	武田委員	—
庄内農業高等学校	実地	令和2年11月18日	木村委員	海老名委員
庄内総合高等学校	書面	令和2年12月8日	武田委員	—
酒田東高等学校	実地	令和2年11月18日	小野委員	武田委員
酒田西高等学校	書面	令和2年11月12日	木村委員	海老名委員
酒田光陵高等学校	書面	令和2年11月27日	木村委員	海老名委員
遊佐高等学校	書面	令和2年11月12日	木村委員	海老名委員
山形豊学校	実地	令和3年2月9日	小野委員	海老名委員
山形養護学校	実地	令和3年2月9日	木村委員	武田委員
村山特別支援学校	書面	令和3年3月15日	木村委員	海老名委員

監査対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
山形盲学校	書面	令和3年1月14日	木村委員	武田委員
ゆきわり養護学校	書面	令和3年3月15日	小野委員	武田委員
上山高等養護学校	書面	令和3年1月15日	木村委員	武田委員
楯岡特別支援学校	書面	令和3年3月15日	木村委員	海老名委員
新庄養護学校	実地	令和2年12月2日	木村委員	海老名委員
米沢養護学校	書面	令和3年2月25日	小野委員	武田委員
鶴岡養護学校	書面	令和2年11月27日	木村委員	海老名委員
鶴岡高等養護学校	書面	令和3年1月14日	木村委員	武田委員
酒田特別支援学校	実地	令和3年5月18日	松田委員	—

<指摘事項>

ア 事務事業の執行管理

(ア) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

国庫補助金に係る県の事務について、内部けん制が的確に機能せず、支払の事務手続に遺漏があったため、事業者が補助金の交付を受けていないもの 2件 合計35,867,000円

主な事例は以下のとおり

公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金

補助金額 29,474,000円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

国庫支出金等事務に係る適正な事務執行の確保について（令和3年8月2日付教育長通知）を発出し、以下の対策を講じた。

事業担当者は、交付先別に一覧化した執行管理表を作成し、経理担当者、業務管理者及び業務総括者は事務手続に漏れがないか確認する。

経理担当者は、国庫支出金の金額（支出予定額、支出済額等）を記載した管理表を作成し、交付先ごとの支出額等を管理するとともに、システムとの照合等を行い、最終的に支出漏れ等がないことを確認する。

また、これまで各担当課内で完結していた「県予算を通らない国庫補助金」の事務処理について、決裁ルートに主管課である教育政策課を組み入れ、主管課においても管理する体制とする。

イ 収入事務

(ア) 収入事務が適切でないもの

(内容)

入学料の免除申請書の免除権者への進達に、申請書受理日から2箇月を超えているもの 1件

申請書受理日 令和2年4月

申請書進達日 令和2年9月25日

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

入学料の免除申請書の免除権者への進達については、事務処理の漏れや遅延を防止するため、校長のマネジメントの下、入試担当教諭と事務担当者で情報を共有するとともに、進達事務のスケジュールを作成し、申請書受理から進達、免除決定までの進捗状況を事務部職員全員で管理することとした。

## ウ 支出事務

### (ア) 支出事務が適切でないもの

#### (内容)

奨学のための給付金について、支出時期の目安（8月）から相当な日数を経過してから支出しているもの

令和元年度分 55件  
支出年月日 令和元年12月26日  
令和2年度分 23件  
支出年月日 令和3年1月29日

#### 【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

進行管理表を作成して担当者間で進捗状況を確認し、全員でチェックできるようにした。  
また、副担当者をあらかじめ決めておき、支出の目安時期までにいずれかの担当者が処理を完了するよう体制を整えた。

### (イ) 支出事務が適切でないもの

#### (内容)

- a 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に、代金の支払を検査が完了した日から4箇月を超えてしていないもの 2件 合計106,671円

主な事例は以下のとおり

白灯油の購入（令和元年11月分）

検査日 令和元年11月20日  
請求書受理日 令和2年4月1日  
支払日 令和2年4月10日  
支出額 58,080円

- b 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に、代金の支払を検査が完了した日から2箇月を超えてしていないもの 5件 合計1,149,805円

主な事例は以下のとおり

大型気化式冷風機の購入

検査日 令和2年8月9日  
請求書受理日 令和2年11月4日  
支払日 令和2年11月18日  
支出額 564,300円

#### 【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

物品購入の支出事務については、納品検査日から請求書の受理が遅延しないよう、物品発注管理簿を作成し、発注から支出までの進捗状況を事務部職員全員で確認するとともに、校長が定期的に点検することとした。

また、最低週2日を支払事務処理日とし、定期的に事務処理を実施することとした。

### (ウ) 支出事務が適切でないもの

#### (内容)

奨学のための給付金について、支出時期の目安（8月）から相当日数を経過して支出しているもの 40件

主な事例は以下のとおり

支出年月日 令和2年2月10日

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

奨学のための給付金の支出事務については、支出の目安としている時期に支出できるよう、校長のマネジメントの下、給付金事務のスケジュールを作成し、申請書受理から支出までの進捗状況を事務部職員全員で管理することとした。

(エ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

- a 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限から3箇月を超えて遅延しているもの 1件

借上バス使用料

請求書受理日 令和元年8月16日

支払日 令和元年12月6日

支出額 51,090円

- b 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないものの 5件 合計137,601円

主な事例は以下のとおり

産業廃棄物収集運搬業務委託料(令和元年7月分)

請求書受理日 令和元年9月30日

支払日 令和元年12月26日

支出額 28,789円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

全ての納品書と請求書は専用の箱に入れて共同で保管することとし、事務室全体で支払期限の確認や処理の優先度を共有できるようにした。

エ 契約事務

(ア) 随意契約の要件に該当しないもの

(内容)

- 競争入札に付すべきところ、見積合わせによる随意契約を行っているもの 2件

主な事例は以下のとおり

コピー用紙の購入

支出予定金額 1,676,400円

契約年月日 令和2年4月1日

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

契約事務の執行にあたっては、校長及び事務部職員全員が関係法令等を再確認するとともに、事務事業実施伺いを事務部職員全員で確認するなど、審査体制を強化した。

(イ) 契約の締結又は履行が適切でないもの

(内容)

- 建設工事請負契約において、建設工事請負契約約款による契約保証金を徴すべきところ、徴していないもの 1件

令和2年度真空式温水ヒーター制御盤交換工事

契約金額 1,276,000円

要契約保証金 127,600円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】



契約事務の処理状況が一目で確認できるよう、また、執行状況を複数職員で確認することを徹底できるよう「事務執行チェックシート」を作成し、それを活用することで内部確認を強化した。

(ウ) 契約の締結又は履行が適切でないもの

(内容)

建設工事請負契約において、建設工事請負契約約款による契約保証金を徴すべきところ、徴していないもの 1件

令和元年度新庄北高等学校最上校昇降口階段袖壁修繕工事

契約金額 2,024,000円

要契約保証金 202,400円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

契約事務の執行にあたっては、契約締結時の決裁過程において、契約保証手続の状況を業務管理者や業務総括者などの複数職員による確認を徹底することとした。

オ 補助金等交付事務

(ア) 補助金等の交付事務が適切でないもの

(内容)

国の交付決定通知日から交付決定日までの期間が3箇月以上のもの 35件

令和2年度部活動指導員配置促進事業費補助金

国の交付決定通知日 令和2年9月15日

交付決定日 令和2年12月22日

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

補助金の交付事務を適切に実施するため、事務執行チェックシートの業務総括者への提出・保管を徹底するとともに、必要に応じて業務管理者等においてもチェックシートを共有するなど、複数の職員による事務の進捗状況等の確認・管理を行う。

また、事務執行チェックシートの項目に「国との事務手続」の項目を追記し確認する。

カ 前回監査の指摘事項等の改善が適切でないもの

(ア) 前年度会計の監査において指摘された事項について、改善を行っていないもの

(内容)

収入の調定が適切でないもの

調定手続が、調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円未満のもの  
3件 合計11,245円

主な事例は以下のとおり

県立学校施設使用料（使用許可に伴う電気料・令和2年7月分）

調定すべき日 令和2年8月7日

調定日 令和2年11月10日

調定額 5,014円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

年度初めに年間の使用許可から収入調定までの一連の事務処理を一覧化したものを職員間で回覧するとともに、変更や随時の使用許可があった場合はその都度、回覧して情報共有することとした。

また、副担当者をあらかじめ決めておき、調定すべき日までにいずれかの担当者が処理を完了するよう体制を整えた。

(イ) 前年度会計の監査において注意された事項について、改善を行っていないもの

の

(内容)

収入事務が適切でないもの

所属口座に振り込まれた高等学校使用料について、県口座への払込みが正当な理由もなく相当な期間にわたり遅延しているもの 17件

主な事例は以下のとおり

令和2年4月分

学校口座への振込日 令和2年5月7日

県公金口座への払込日 令和2年7月1日

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

事務処理の漏れや遅延を防止するため、校長のマネジメントの下、納入対象者リストを作成し、収納状況を事務部職員全員が点検・確認することとした。

また、原則対象者には納入書を発行し、直接金融機関に納入してもらうこととした。

(ウ) 前年度会計の監査において注意された事項について、改善を行っていないもの

(内容)

支出事務が適切でないもの

通勤手当について、支給の始期を誤り、返納を要するもの 1件

令和2年8月支給分

既支給額 17,100円

正支給額 0円

要返納額 17,100円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

山形県給与関係例規集により各手当の支給要件及び支給開始月を再確認し、制度への理解を深めるとともに、事務職員全員で制度内容を共有し、各手当の支給誤りを防止する。

また、手当に係る届出の提出状況を一覧表で管理するとともに、提出状況を事務職員全員で共有し、書類の提出遅延及び手当の支給漏れを防止する。

## <注意事項>

### ア 事務事業の執行管理

(ア) 国庫補助金に係る県の事務について、内部けん制が的確に機能せず、支払の事務手続に遺漏があったため、県が補助金の交付を受けていないもの

(イ) 公金等の管理が適切でないもの

### イ 収入事務

(ア) 収入科目を誤ったもので、目あるいは節又は細節で1万円以上のもの

(イ) 納付義務のない授業料を1箇月以上徴収し、還付を要するもの

### ウ 支出事務

(ア) 支出科目を誤ったもので、目あるいは節又は細節で1万円以上のもの

(イ) 支出額を誤ったもので1万円以上のもの

(ウ) 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないもの

(エ) 奨学のための給付金について、支出の目安時期(8月)から相当な日数を経過してから支出しているもの

(オ) 日本スポーツ振興センター災害共済給付金について、給付金の支払通知から

相当な日数が経過してから支出しているもの

(カ) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査が完了した日から2箇月を超えてしていないもの

(キ) 報酬、給料、諸手当及び報償費並びに旅費等の額の決定又は支給が適切でないもので、5万円以上のもの

(ク) 検収の事務が適切でないもの

エ 債権管理事務

(ア) 債権管理簿が作成されておらず、適切な債権管理が行われていないもの

(イ) 催告など、債権の収納促進を正当な理由もなく行っていないもので、1万円以上のもの

オ 前回監査の指摘事項等の改善が適切でないもの

(ア) 前年度会計の監査において指導された事項について、措置又は改善を行っていないもの

21 警察本部 (監査対象 15機関)

監査対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
警察本部	実地	令和3年9月3日	星川委員	松田委員
山形警察署	実地	令和3年2月9日	木村委員	武田委員
上山警察署	書面	令和3年2月25日	小野委員	武田委員
天童警察署	書面	令和2年12月8日	武田委員	—
寒河江警察署	書面	令和3年1月14日	小野委員	海老名委員
村山警察署	実地	令和3年2月5日	小野委員	武田委員
尾花沢警察署	書面	令和3年3月15日	木村委員	海老名委員
新庄警察署	実地	令和2年12月2日	小野委員	武田委員
庄内警察署	書面	令和3年1月15日	小野委員	海老名委員
酒田警察署	実地	令和2年11月18日	小野委員	武田委員
鶴岡警察署	書面	令和2年11月27日	小野委員	武田委員
長井警察署	書面	令和2年12月8日	武田委員	—
小国警察署	書面	令和3年1月14日	小野委員	海老名委員
南陽警察署	書面	令和3年3月15日	小野委員	武田委員
米沢警察署	書面	令和3年2月25日	小野委員	武田委員

<指摘・注意事項なし>

22 その他委員会等 (監査対象 3機関)

監査対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
監査委員事務局	実地	令和3年9月3日	森谷委員	海老名委員
人事委員会事務局	実地	令和3年9月2日	森谷委員	海老名委員
労働委員会事務局	実地	令和3年9月2日	森谷委員	海老名委員

<指摘・注意事項なし>